

広域専門調査員募集要領

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター（以下、「センター」という。）では、青森県におけるモノづくり産業の活性化及び受発注取引の拡大を図るため、県内企業への取引のあっせん及び首都圏企業等からの発注案件の開拓に関する取り組みについて、積極的かつ効果的に支援する広域専門調査員を以下のとおり募集します。

1 募集職種、予定人数

広域専門調査員 1名程度

2 委嘱業務の内容

- (1) 県内受注企業の状況把握
 - ① 県内企業の強み（特化技術・保有設備）の調査
 - ② 稼働状況（人員・設備の余力）の把握
- (2) 発注企業の新規開拓
 - ① 首都圏・中京圏を中心とした発注企業の開拓及び情報収集
 - ② 新規加工案件の掘り起こし
- (3) 受発注取引あっせん
 - ① ニーズに応じた最適な県内企業の選定
 - ② 商談から成約に至るまでのコーディネート業務
- (4) 受発注取引商談会等の開催に関する業務
- (5) 上記に付帯する報告書や資料作成などの業務

3 委嘱条件

本業務は、令和8年3月開催予定のセンター理事会で令和8年度予算案議決後に確定する。

- (1) 期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (2) 謝金：32,000円／日
- (3) 旅費：センター旅費規程に基づき算出した額（交通費・宿泊費等）
- (4) 支払日：謝金は毎月末日締切・翌日21日払、旅費は毎月末日締切・翌日15日払として、報告書を検査した上で指定口座へ振込む。ただし、謝金及び旅費の3月活動分は、3月末日支払。なお、支払日が土日祝日の場合は、その前の営業日とする。
- (5) 活動時間：原則5～6時間程度／日
- (6) 活動日数：原則10日以内／月（原則、土日祝日及び年末年始を除く）
- (7) 活動場所：自宅を拠点とした企業訪問等。必要に応じてセンターでの打合せあり

4 応募要件

次のすべての要件を満たすこと

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 健康者であって、自家用車を運転し、県内における企業訪問等が可能であること
- (3) 委嘱年度の末において65歳以下の者であること
- (4) 支援企業からの要望等に対し適切かつ丁寧な対応ができること
- (5) 自身のパソコン等（私用端末）によりセンターとの連絡が可能であること

【PC環境要件】

- ・インターネット回線への接続に必要な通信端末及びその通信料は、受嘱者が負担すること
 - ・フリーWi-Fiなどの不特定多数が接続可能な通信環境の利用は禁止
 - ・アンチウイルスソフトを入れて業務を行うこと
- (6) 委嘱後は、本県に居住し業務の遂行が可能であること
 - (7) 以下に該当しないこと
 - ・成年被後見人及び被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 資格・資質

(1) 専門的知見・スキル

- ① モノづくりにおける以下のような広い領域、又は特定の専門領域の知見を有すること
 - ・ **金属加工・素形材領域**： 切削、研削、鋸鍛造、プレス、板金、溶接、製缶、金型・治工具加工、表面処理（メッキ・熱処理・塗装）等
 - ・ **組立・メンテナンス領域**： 完成品機械組立、機械修理・メンテナンス、電気関係組立、電気配線、捲線等
 - ・ **設計・開発領域**： 企画・設計・製図、プログラム開発、コンピュータ制御等
 - ・ **非金属・特殊加工領域**： プラスチック成形（ウエルダー含む）、ゴム加工、木工、ガラス加工、繊維・縫製加工等
 - ・ **その他広範な加工**： 印刷、皮革加工、工芸品加工、手作業・軽作業等

- ② 製品や部品等の仕様が記載された図面、仕様書、見積書等の内容が正確に理解できること
- ③ 製造業のトレンドを常に把握し、企業の相談に応じられること

(2) 行動力・適性

- ① 首都圏・中京圏等への積極的な出張活動が可能であること
- ② 企業間連携を構築できるコミュニケーション能力を有すること

(3) 県内中小企業等の育成・支援に情熱を持って取り組む人材

6 応募・選考等

(1) 応募者による別紙応募用紙のセンターへの提出期限

令和8年2月13日(金) 17:00必着

※ご提出いただいた応募書類等は返却いたしません。

(2) 事務局書類選考

令和8年2月16日(月)

(3) 面接者への連絡

令和8年2月16日(月)

(4) 選定委員による面接

- ・ 日時：令和8年2月27日(金) 10:00～ (予定)
- ・ 場所：21あおもり産業総合支援センター会議室

(5) 審査結果通知

令和8年3月2日(月) (予定)

※審査結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

7 確認事項及び委嘱後の禁止行為

- (1) 支援企業への助言に当たっては、公正・中立的な立場から行っていただきます。
- (2) 広域専門調査員としての活動中（移動含む）の事故等に対する補償はありませんので、事故等の防止について十分ご注意ください。
- (3) 以下の項目に抵触又はセンターの信用を失墜させる行為が認められたときは、委嘱を取り消す場合がありますのでご注意ください。
 - ① センターに対して虚偽の報告を行うこと。
 - ② 広域専門調査員の活動において知り得た秘密及び情報等を外部に漏らすこと又は自己等の利益とすること。
 - ③ 広域専門調査員の活動に関してセンター以外から報酬等を受け取ること。
 - ④ 支援企業等に不利益を与える行為又は支援活動内容から逸脱した行為を行うこと。
 - ⑤ 支援企業等の違法行為又は反社会的行為をほう助すること。

8 お問い合わせ先及び応募用紙提出先

公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター 取引推進課 古川

〒030-0801 青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階

TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

※郵送の場合は、封筒の表面に「広域専門調査員応募用紙在中」と記載してください。